おやさと研究所准教授 八木 三郎 Saburo Yagi

## はじめに

個人情報保護法(以下同法)が2005年(平成17)4月1日より全面施行されて、早や10年以上になる。同法施行の背景には、近年のIT技術・機器の進歩によって大量の個人情報がネット上に飛び交い、個人情報の漏えい事件や事故が頻発している現代社会の実態が存在する。生活環境がますますIT技術の発達により至便になり高度化するなか、その個人情報を保護するために同法が制定されている。

こうした個人情報の漏えいはネット上に限ったことではなく、日常生活でのさまざまな場面において個人に関するプライバシー(他人に知られたくない自己情報)が漏れるケースが少なくない。とりわけ、人を支援する立場にある者が知り得た個人情報を他言することも希有なことではない。

今回は、個人のプライバシーに関する守秘義務について一考 してみたい。

## 一喜一憂の日々

人間はそれぞれ生まれも、育ちも、性格もみな異なるが、老若男女に共通することがある。それは日常生活での諸々の出来事に心を動かし、一喜一憂して生きていることである。晴れた日、雨の降る日など天候をはじめとして、身の回りに起きる事象に対して心は反応し、一喜一憂して日々生活している。

他人から見れば些細なことだと思えることに人は喜びを感じ、あるいはストレスを感じ、憂鬱な、悲しい気持ちになったりするのである。その感じ方は人によって異なり、十人十色であるが、「喜び、怒り、悲しみ、楽しみ」といった喜怒哀楽はすべての人に共通する心の動きである。その心の動きの一つである「一憂」は積もり重なれば身の憂い、心の憂いに繋がっていく。

日々感じるいろんなストレスは、決して特別なことではなく、 誰にも共通する身近なものである。他人から見れば、たあいも ないと思われるようなことにストレスを感じ、憂鬱な気持ちに なることはごく自然なことである。

なかでも万人に共通するのが人間関係のストレスである。そしてこのストレスが日々の生活にさまざまな負の影響を及ぼしているのである。わが心は自由であり、いかようにもコントロールできると思いたいが、実は自分の心を操縦するのは容易なことではない。人の心のあるべき姿を理解し、それを他人には説くことは出来ても、自分のことになるとなかなかままならず、心をコントロールできないことが往々にしてある。人生を達観し、甘いも辛いも知り尽くした人格者といわれる人であっても同じである。日常で起こる些細な、たあいもないと思われることにストレスを感じ、心を曇らせ、耐えがたい不愉快な思いをして、自らの心のありようを反省することは日常茶飯事である。

ストレスが積もり重なり、自らの心を治めることが出来なくなったとき、近しい人に苦しい胸の内を吐露し、愚痴を言い、悩みを聞いてもらうことはよくあることである。他人に聞いてもらうことによって、自らの心を落ち着かせ、心のバランスを保っているのである。

## 秘密を漏らす?

常日頃、人を支援する仕事に携わる人にとって知っておいた ほうが良いと思われることがいくつかある。それは、「他人の 噂話で楽しむ」、「秘密を漏らす」、「本人の承諾もなく、多くの 人に公表する」という、無意識の振る舞いである。

たとえば、人を支援する仕事だけにかかわらず、日常生活のなかで時として、思わぬ人から悩みをうち明けられ、あるいは人知れぬ悩みや苦しみ、またはその人の抱えるさまざまな思いを耳にすることがある。そんなとき、特に相手の秘密めいたことを耳にしたとき、不思議にも自らの心が強く反応し、動き始めることがある。俗に言う「興味津々」になることである。

また日頃、井戸端会議と称する場面で、知り得た他人の情報をもとに話に花を咲かせることも、日常生活のなかでは少なくないことである。「ここだけの内緒話」と言っては他人に漏らし、秘密を共有することによって人間関係の円滑化を図ったり、あるいは他人の噂話でその場の雰囲気を盛りあげたりすることは、決して希なことではない。時には本人の承諾もなしに多くの人の前でその人の具体的な、個人的な話を平気ですることも少なくないのである。

しかし、こうした人間の心のありよう、行動パターンもその 人の立場、場面によっては、時として許しがたい結果を招くこ とがある。

刑法第 134条に「秘密漏示罪」というのがある。具体的には、「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。」とあり、さらにまた第2項では、「宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。」と書かれているのである。上記の職種に限らず、人を支援する立場にある者の言動には守秘義務が求められるのである。立場があればあるほど、社会的にも大きな影響力があり、特に他人の事例をもとに話をするときは十分な配慮を必要とするのである。

日頃支援する人の個人的な情報は、本人の承諾を得ずに安易に他人に言うのは許されないことである。しかも、公的な場面ならなおさらのことである。他人の事例を口にする人にとっては、軽い気持ちでそれほど重く考えてはいないのかも知れない。しかし、本人にとっては人に知られたくない、プライバシーに関わる話はしてほしくなく、他人が得意げに話すことではない。とにもかくにも、個人情報を他人の前で公表することには細心の注意が必要なのである。「王様の耳はロバの耳」の寓話にあるように、内緒で他言したとしても必ず当事者の耳に入ってくるのである。

冒頭に述べた個人情報保護法でも個人のプライバシーを漏らすことを厳しく禁止している。何気ない日々の言動が傷ついた人の心をさらに傷つけ、信頼を裏切るようなことが時折起こっているようである。日頃、人とふれあうなかでプライバシーは十分留意しなければならない一つである。

## 「参考文献]

- H. セリエ (細谷東一郎訳)『生命とストレス―超分子生物学のための事例』工作舎、1997年。
- R. S. ラザルス(林峻一郎訳)『ストレスとコーピングーラザル ス理論への招待』星和書店、1990 年。